

議事の運営について（案）

本部会の議事の運営については、以下のとおりとする。

1. 議事は非公開とする。ただし、特別の事情がある場合は事務局の判断で公開とすることができるものとする。
2. 事務局は、必要があると認めるときは、当該部会に属する構成員以外の者を当該部会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
3. 事務局からの配布資料及び議事要旨は、原則として経済産業省のホームページを通じて公開するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、事務局の判断で配布資料、議事要旨の一部または全部を非公開とすることができるものとする。